

豊中市住民主体ささえあい活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1項第1号ア(エ)に規定する訪問型サービスB及び同要綱第4条第1項第1号イ(エ)に規定する通所型サービスB(以下「住民主体ささえあい活動」という。)の活動に要する経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、豊中市住民主体ささえあい活動運営要領(別添1)に基づき実施される事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業に係る経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 講師等への謝礼
- (2) 事務用品及び事業実施に当たり必要な物品の購入費用
- (3) 光熱水費
- (4) 印刷製本費
- (5) 使用料、賃貸料及びリース料
- (6) 通信運搬費
- (7) 人件費
- (8) 交通費
- (9) 保険料
- (10) 広告宣伝費
- (11) 住民主体ささえあい活動(訪問型)において、サービスの利用調整等を行う者(以下「サービス調整員」という。)の事務手数料
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で1小学校区につき次のとおりとする。

- (1) 住民主体ささえあい活動(訪問型)(サービス調整員を配置する場合)
3,000円×年間活動月数を限度とした額とし、内1,000円×年間活動月数を限度とした額を前条第11号に掲げる経費とする。
- (2) 住民主体ささえあい活動(訪問型)(サービス調整員を配置しない場合)
2,000円×年間活動月数を限度とした額

(3) 住民主体ささえあい活動（通所型） 7,000円×年間活動月数を限度とした額

2 前条第1項第3号、第5号（会場使用料等活動場所の確保に係るものに限る）及び第9号に係る経費のみをもって、前項第3号に規定する額を超過する場合は、市長が必要と認めた場合に限り12,000円×年間活動月数を限度とした額とする。

（補助金の交付申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書（期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出すること。）
- (4) 前条第2項の規定を適用する場合はその理由書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 補助金の交付を受けるときは、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、当該年度の予算に組入れること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ、市長に補助金変更交付申込書(様式第4号)を提出し、市長の承諾を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（補助金の決定通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を交付を申込んだ者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の申込み取下げ）

第10条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定変更)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助金の交付を決定した場合において、その後の事情により特別の必要が生じた場合。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(2) 第8条第3号の規定による申込みのあった場合。

2 市長は、前項第2号の規定による申込みのあった場合において、その決定内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 第9条の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求書の提出を受けた翌月の末日までに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは随時交付することができる。

(補助金の実績報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に補助事業実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 補助金に係る精算書
- (2) 事業報告書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(随時検査)

第15条 市長は、その事業を適正に行わせるため、補助事業者に対し随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を、期限を定めて返還させることができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

- (2) 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
 - (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - (4) すでに交付されている補助金の額が、第14条による補助金の確定額を超えているとき。
 - (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又は、これに基づく市長の指示に違反したとき。
 - (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、前項の規定による返還期限を延長することができる。

(延滞金)

- 第17条 市長は、補助事業者が、前条にかかる返還を期限までに行わなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。
- 2 前項の規定による延滞金について、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成29年6月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 補助対象事業は当面の間、第3条に規定するもののうち豊中市社会福祉協議会が原則として小学校区ごとに実施する事業に限る。

- 附 則（平成29年12月25日決裁豊健高第2153号）
この要綱は平成30年1月1日から施行する。

- 附 則（平成31年4月1日決裁豊福政第61号）
この要綱は平成31年4月1日から施行する。

- 附 則（令和2年2月13日決裁豊福政第2998号）
この要綱は令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和4年5月24日決裁豊福政第874号）
この要綱は令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

- 附 則（令和5年1月27日決裁豊福政第4399号）
この要綱は令和5年4月1日から施行する。

(別添1)

豊中市住民主体ささえあい活動運営要領

1 目的

豊中市の住民主体ささえあい活動は地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実するとともに、相談受付や安否確認、情報提供、人材育成等を行う地域拠点としての機能を発揮することにより地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

2 住民主体ささえあい活動の種類と内容

(1) 住民主体ささえあい活動（訪問型）

① サービス内容

ボランティアによる、見守り、安否確認、買い物同行、話し相手、家具の移動、電球交換、ゴミ出し・分別、草むしり、荷物の入替などのサービス

(2) 住民主体ささえあい活動（通所型）

① サービス内容

ボランティアにより提供される、原則週2回以上提供される通所型サービスで、介護予防に資するプログラムを毎回一つ以上提供するもの。

② サービス運営に係る要件

ア サービス提供に係る責任者及び苦情の受付先を設け、利用者及び家族、地域包括支援センター、ケアマネジャー等に明示すること。

イ 利用者が介護予防ケアマネジメントAの適用を受ける場合はケアプランの共有やサービス担当者会議への出席に努めること。

3 その他

住民主体ささえあい活動（通所型）のサービス内容について、地域の実情その他やむを得ない事由により、週2回以上の提供が困難な場合にあつて、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。